

令和6年度～7年度

〈 第3期(令和3年度～7年度)改訂版 〉

事業計画

福井県丹南広域組合

目次

第1 序論	1
1 はじめに	1
(1) 福井県丹南広域組合の成り立ち	1
(2) 全国の広域連携の現状	1
2 関係市町の状況と福井県丹南広域組合の状況	2
3 福井県丹南広域組合の概要	4
(1) 福井県丹南広域組合の歴史	4
(2) 福井県丹南広域組合の特徴	4
(3) 福井県丹南広域組合の組織体制	4
4 事業計画	4
(1) 事業計画の目的と役割	4
(2) 基本方針	5
(3) 事業計画で定める項目	5
(4) 事業計画の組み立て	5
第2 共同処理する事務	6
1 圏域の地域振興整備事業の実施に関すること	6
1-1 丹南ブランドの確立発信事業（広域観光）（平成2年～）	6
(1) 課題	6
(2) 方針（対策）	6
(3) 方策（手段）	7
1-2 丹南ブランドの確立発信事業（公共交通）（令和2年～）	7
(1) 課題	7
(2) 方針（対策）	7
(3) 方策（手段）	7
1-3 丹南ブランドの確立発信事業（その他地域振興事業）	7
(1) 現状と今後	7
2 広域電子計算組織の管理運営に関すること（平成9年～）	8
(1) 課題	8
(2) 方針（対策）	8
(3) 方策（手段）	10

3	介護保険法第14条に規定する介護認定審査会に関する事、及び障害者総合支援法第15条に規定する市町村審査会に関する事（平成19年～）	10
	（1）課題	10
	（2）方針（対策）	11
	（3）方策（手段）	11
4	青少年愛護補導に関する事（平成3年～）	12
	（1）課題	12
	（2）方針（対策）	12
	（3）方策（手段）	12
5	組織運営（令和3年～7年）	13
5-1	職員体制	13
	（1）課題	13
	（2）方針（対策）	13
	（3）方策（手段）	13
5-2	「ふるさと市町村圏基金」及び「ふるさと市町村圏振興事業特別会計」	14
	（1）課題	14
	（2）方針（対策）	14
	（3）方策（手段）	15
第3	広域行政計画等に関する事務	16
1	福井県丹南地方拠点都市地域基本計画（平成5年～）	16
	（1）計画の概要	16
	（2）現状と今後	16
2	丹南地域テレポートピア計画（平成14年～）	16
	（1）計画の概要	16
	（2）現状と今後	17
第4	事務局を務める外部団体	18
1	丹南広域観光協議会（平成11年～）	18
	（1）組織概要	18
	（2）事業概要	18
	（3）協議会事務局の役割	19
2	丹南広域公共交通機関活性化協議会（昭和56年～）	19
	（1）組織概要	19
	（2）事業概要	19
	（3）協議会事務局の役割	20

第1 序論

1 はじめに

(1) 福井県丹南広域組合の成り立ち

福井県丹南広域組合（以下、「本組合」という）は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町（以下、「関係市町」という）が、地方自治法第284条に基づいて事務の一部等を委譲して共同処理するために設けた、一部事務組合（特別地方公共団体）です。

本組合は、普通地方公共団体と同様、法人格が認められており、規約で定められた共同処理事務の範囲内において、行政主体として事務を執行する権能を有しています。

(2) 全国の広域連携の現状

総務省は、地方公共団体間における事務の共同処理の状況を把握するため、従来から隔年で調査を実施しています。令和3年7月1日現在における連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団による事務の共同処理の状況についての調査結果から、次のことが示されています。

ア 共同処理の総件数及び関係団体数

(ア) 共同処理している総件数は、9,345件、関係団体は、延べ22,465団体です。

(イ) 前回調査（平成30年7月1日現在）と比較すると、連携協約の増加や、事務の委託等の増加により、総件数は156件、関係団体数は43団体、増加しています。

イ 処理方式別の状況

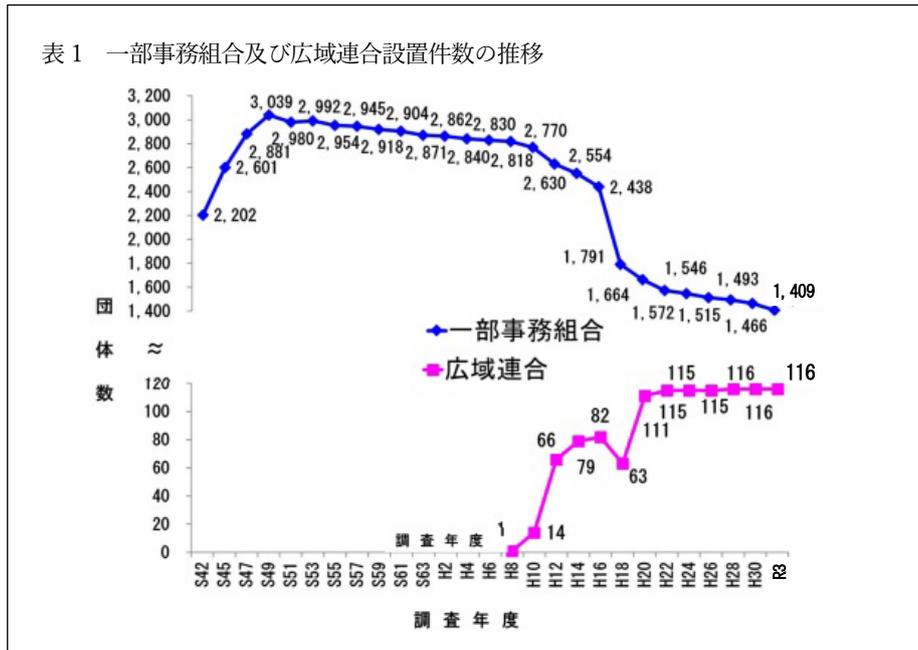
(ア) 処理方式では、事務の委託が6,752件で最も多く、全体の72.3%を占めています。以下、一部事務組合1,409件(15.1%)、機関等の共同設置450件(4.8%)の順となっています。

(イ) 一部事務組合の全国の設置数は、令和3年7月1日現在で1,409件（構成団体：延べ9,353団体）となっており、主な事務は、ごみ処理389件(27.6%)、し尿処理312件(22.1%)、救急267件(18.9%)、消防267件(18.9%)となっています。前回調査との比較では、組合の統合等により57件減少しています。

(ウ) 一部事務組合の設置件数の推移は、昭和42年から昭和49年まで、毎年ほぼ同じ割合で増加し、昭和49年には、3,030件に達しましたが、それ以降、昭和53年には多少の増加を示しているものの、すう勢的に減少しています。（表1）

これは、主に複合的一部事務組合制度の創設(昭和49年)により、一部事務組合同士の統合が進んだためと考えられます。また、平成の合併以降、減少傾向に拍車がかかっています。

表1 一部事務組合及び広域連合設置件数の推移



ウ 事務の種類別の状況

- (ア) 広域連合が行う事務の種類別に件数をみると、総件数12,059件に対し、住民票の写し等の交付に関する事務が1,369件で、全体の11.4%と最も多く、以下、公平委員会に関する事務1,291件(10.7%)、競艇に関する事務876件(7.3%)、ごみ処理に関する事務564件(4.7%)の順となっています。
- (イ) 前回調査との比較では、総件数は62件の増加となっており、特に、事務の委託等の増加により行政不服審査法上の附属機関に関する事務が55件、情報基盤整備に関する事務が37件増加しています。

2 関係市町の状況と福井県丹南広域組合の状況

関係市町の人口の10年間の推移は、表2に示すとおりです。関係市町の人口は、減少傾向となっています。

本組合の決算における歳入歳出額の5年間の推移は、表3に示すとおりです。歳入歳出額は、ほぼ横ばいで推移しています。なお、歳入の財源は、ほぼ100%関係市町の負担金です。

本組合の事務局職員数の7年間の推移は、表4に示すとおりです。広域電子計算組織に係るシステムの調達手法をシステム保有型からサービス利用型へ転換することにより、職員を削減しています。

	平成22年	平成27年	令和2年
総計	190,821	184,783	181,456
鯖江市	67,450	68,284	68,302
越前市	85,614	81,524	80,611
池田町	3,046	2,638	2,423
南越前町	11,551	10,799	10,002
越前町	23,160	21,538	20,118

表3 決算状況

(単位：千円)

一般会計

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳出	746,759	783,370	765,080	793,208	858,481
歳入	827,780	836,030	814,980	828,177	901,423
(内負担金)	753,769	753,488	759,983	775,659	851,116

特別会計

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳出	3,793	3,718	2,962	2,207	1,994
歳入	4,718	5,090	3,065	2,479	2,138

表4 職員状況 (事務局3課の職員数)

(単位：人)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣職員	12	10	9	9	8	8	8
組合採用職員	7	7	7	6	6	6	6
会計年度職員	2	2	2	3	3	3	3
合計	21	19	18	18	17	17	17
対前年度比	▲2	▲2	▲1		▲1		
削減数累計	▲3	▲5	▲6		▲7		

3 福井県丹南広域組合の概要

(1) 福井県丹南広域組合の歴史

本組合は、平成2年に設立されました。共同処理する事務は、「圏域の地域振興整備事業の実施に関すること」でしたが、平成3年に「青少年愛護補導に関すること」と「丹南隔離病舎に関すること」（丹南隔離病舎に関することは平成11年に廃止）が、平成9年に「広域電子計算組織の管理運営に関すること」が、平成19年に「介護認定審査会、市町村審査会に関すること」が加えられました。

全国の事務の共同処理の状況は、情報基盤整備に関する事務が増加傾向にあります。本組合は、情報基盤整備に関する事務に対し、広域電子計算組織の管理運営を平成9年に初めてから20年以上取り組んでいるため、長年蓄積した経験と知識を生かした取り組みが期待できます。

(2) 福井県丹南広域組合の特徴

本組合は、関係市町とともに先進的なサービスを実現してきました。

関係市町に設置した自動交付機であればどこでも住民票等の証明書を交付できる広域交付サービスは、平成9年広域電子計算組織の管理運営事業の開始に合わせて実現したサービスで、全国初の取り組みとなりました。

税や料金等、公金のコンビニでの収納サービスは、平成18年に上下水道料金から開始し、順次収納できる種類を増やしてきました。税関係は、平成19年に開始し、県内で初めて郵便局での収納も可能としました。介護保険料と公営住宅使用料は、平成28年に開始し、これらも県内初の取り組みとなりました。

住民票等、証明書のコンビニでの交付サービスは、平成28年に開始しました。納税証明と固定資産証明書のコンビニでの交付は、県内初の取り組みとなりました。

本組合の広域電子計算組織は、先進的な行政サービスに取り組むための基盤となっています。

(3) 福井県丹南広域組合の組織体制

本組合の組織は、福井県丹南広域組合同規約（平成2年 福井県指令市第632号）に基づき、本庁に事務局を設け、福井県丹南広域組合行政組織規則（平成3年3月27日 規則第1号）に基づき、組織運営に関することや圏域の地域振興整備事業の実施に関することを所掌する総務課、広域電子計算組織の管理運営に関することを所掌する地域情報課、介護保険法（平成9年 法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会に関すること、及び障害者自立支援法（平成17年 法律第123号）第15条に規定する市町村審査会に関することを所掌する審査課を設けています。

また、同規則（平成3年3月27日規則第1号）に基づき、出先機関として、青少年愛護補導に関することを所掌する丹南青少年愛護センターを設けています。

4 事業計画

(1) 事業計画の目的と役割

広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が、平成21年3月31日廃止され、事務の取扱いについては、関係市町の自主的な協議に委ねられました。協議では、広域で行うことで効率化とサービス向上が図れる事務については、本組合で継続することを決定しました。

継続に際しては、関係市町と本組合の役割を明確化し、関係市町及び本組合が事業を進める上での「指針」となる丹南広域組合事業計画（以下、「事業計画」）を策定しました。

事業計画は、第1期計画（平成23年～平成27年）、第2期計画（平成28年～令和2年）、第3期計画（令和3年～令和7年）と継続的に策定されてきました。共同処理する事務は、これら事業計画に基づきながら進められてきました。今回の計画は、策定後3年目にあたる本年、社会情勢の変化に応じて改訂したものです。

（2）基本方針

関係市町は、厳しい財政運営の中、地方創生・人口減少対策を本格化するとともに、それぞれの地域の特色を生かし創意工夫した施策を展開しています。

本組合においても、広域電子計算組織や介護認定審査会などの共同処理する事務について、より一層の事務の効率的な運営や経費削減などに取り組むと共に、関係市町と連携して住民サービスのさらなる向上に努めていきます。

本組合は、関係市町との連携や協調を通じて、丹南地域の一体的な発展と住民福祉の向上を図っていきます。

（3）事業計画で定める項目

事業計画は、福井県丹南広域組合規約第3条に規定する共同処理する事務について定めます。

- ア 圏域の地域振興整備事業の実施に関すること
- イ 広域電子計算組織の管理運営に関すること
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会に関する
こと、及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条に規定する市町
村審査会に関すること
- エ 青少年愛護補導業務に関すること
- オ 組織運営に関すること

（4）事業計画の組み立て

事業計画は、共同処理する事務の各項目について、「課題」を明らかにし、「方針（対策）」と「方策（手段）」を具体的に明示しました。

ア 課題

課題は、社会情勢や組合の使命と役割などの背景から、本組合が抱える問題を明らかにして、問題を解決するための課題を導き出しました。第2期事業計画で挙げられている課題のうちまだ取り組まれていない課題と、関係市町から提示された新たな課題についても整理し取り組みが必要なものを加えて示しました。

イ 方針（対策）

「方針（対策）」は、「課題」に対する着手方針を示したものです。

ウ 方策（手段）

「方策（手段）」は、「方針（対策）」を進めるための具体的な取り組みを示したものです。

第2 共同処理する事務

1 圏域の地域振興整備事業の実施に関すること

関係市町、観光協会等の関係団体、事務局を担う丹南広域観光推進協議会や丹南広域公共交通機関活性化協議会との連携を強化し、丹南地域へのさらなる誘客に努めます。

1-1 丹南ブランドの確立発信事業（広域観光）（平成2年～）

（1）課題

福井県の社会資本整備の状況は、令和6年春の新幹線福井・敦賀開業、国道417号冠山峠道路の開通、令和8年春の中部縦貫自動車道県内全線開通を控えており、高速交通網が整う好機を迎えます。

福井県は、令和2年に高速交通体系の完成を最大限に活かしながら、人口減少はもとより、長寿命化、技術革新など今後想定される社会環境の変化に対応し、県民の皆さんと将来像を共有して福井県のさらなる発展に向けて行動していくため、「福井県長期ビジョン」を策定しました。長期ビジョンの将来イメージ「2040年のふくい」の「交流」では、「古き良きを新しいよるこびに ともに楽しむ千年文化」として、1500年の歴史を誇る伝統工芸をはじめ悠久の歴史に育まれたくらしや文化、自然風土など、福井の「千年文化」が継承され、オンリーワンの魅力に、国内外から多くの人々が惹きつけられ往来する一大交流地になる具体的なイメージを示しています。

丹南地域は、高速交通網が整う好機や県の長期ビジョンが示されたタイミングに乗じた自地域へのさらなる誘客が求められています。

本組合は、三つの課題、「①関係市町、各種団体の観光事業の連携強化の取り組み支援」、「②エリアの知名度向上や関係市町のプロモーション・セールス活動の支援」、「③周遊滞在型観光事業終了後の関係市町間の連携のしくみづくり」に取り組み、関係市町における誘客活動を支援します。

（2）方針（対策）

グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、より一層求められるようになってきました。

政府は、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにするため、文化芸術振興基本法の一部を改正するに至っています。

移動や通信のネットワークが発達し、地方が世界と直結する時代を迎えているからこそ、地域の価値や誇りとなる「文化芸術」を伝えることにより、地域への共感を得ることに注力して、関係市町のプロモーションやセールス活動を支援していきます。

本組合は、「①県観光連盟、ふくいやまぎわ天下一街道協議会、県立大地域貢献事業実施団体等の関連団体が実施する事業を把握し、関係市町に情報を提供することで関連団体間の連携醸成」、「②関係市町のプロモーション活動や観光等のセールスを手助けするために、メディア（媒

体)を複数確保し強力なプロモーション活動による地域の知名度向上」、「③丹南広域観光協議会を活用し、関係市町と県観光連盟等関係団体間の情報収集と連携の場づくり」を目的とした事業を行い、課題に取り組んでいきます。

(3) 方策(手段)

これまで、丹南の知名度向上を目的に、「観光ガイド等の製作と観光案内所等での配布」、「首都圏、北関東、信州を含む北陸新幹線沿線での出向宣伝に丹南広域観光協議会事務局として参加」を行ってきました。

また、平成30年度から令和4年度までの5年間、周遊・滞在型観光推進事業の実証事業に取り組んできた丹南広域観光協議会と連携し、ホームページや観光ガイドマップのリニューアルなど丹南地域の魅力発信に努めています。

今後は、周遊・滞在型観光推進事業の成果などこれまでの取組を踏まえつつ、関係市町の観光地経営(営業活動)の取り組みを支援するために「地域無料広報紙への観光情報掲載」、「観光事業者・教育関係者向け商談会への参加」、「県内観光地での宣伝活動」、「メディアによるエリア(丹南地域)プロモーション」を行います。

1-2 丹南ブランドの確立発信事業(公共交通)(令和2年～)

(1) 課題

福井県は、令和6年春の新幹線福井・敦賀開業を契機に、広域観光の取り組みを進めてさらなる誘客を目指しています。

丹南地域は、広域観光戦略に対応した二次交通の整備が求められています。

本組合は、関係市町の交通施策の連携強化に取り組み、関係市町の二次交通整備に対する支援を行います。

(2) 方針(対策)

二次交通整備に関する関係市町間の調整に対する課題は、関係市町間の情報収集と事業連携の場の提供が必要である事に鑑み、情報交換や事業の検討・調整等の連携が図れる場づくりを行って、課題解決を図る一助としていきます。

(3) 方策(手段)

本組合は、関係市町から新幹線駅と関係市町を結ぶ二次交通の整備について、情報交換や検討・調整の場づくりの要請を受け、関係市町や交通事業者など関係者が集う丹南広域公共交通機関活性化協議会を活用して、情報交換や事業の検討・調整等の連携が図れる場づくりを行い、関係市町の二次交通整備の取り組みを支援していきます。

1-3 丹南ブランドの確立発信事業(その他地域振興事業)

(1) 現状と今後

本組合は、丹南広域観光協議会、丹南広域公共交通機関活性化協議会に加盟し、両協議会の事務局を務めるとともに、両協議会の規約に準じて関係市町を代表し負担金を拠出しています。

両協議会は、丹南ブランドの確立発信事業に関係するすべての組織が寄り集まっている団体

であるため、関係市町の事業の推進や連携の場として寄与しています。

引き続き、両協議会の事務局を務め、より良い運営に努めながら、両協議会を存続させていただきます。

2 広域電子計算組織の管理運営に関すること（平成9年～）

関係市町と緊密に連携しながら、各種システムの安定的な稼働に万全を期すとともに、運用経費のさらなる削減、法改正等への迅速な対応等を的確に進めます。

(1) 課題

政府は、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するために、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」（以下、「デジタル手続法」という。）を令和元年12月に施行するとともに、デジタル手続法に基づいた「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定しました。

「デジタル・ガバメント実行計画」は、令和7年度末までに、国の行政手続きの原則オンライン化、地方の手続きのオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な構築、本人確認のオンライン化、手数料納付のオンライン化、添付書類の省略に係る国のシステムを整備することが示されています。また、情報システムの整備にあたっては、BPR（業務改革）、情報システムの共用化の推進、情報セキュリティ対策、費用対効果の精査などに取り組むことになっています。

政府は、「デジタル・ガバメント実行計画」推進にあたり、各省庁にある関連組織を一元化し強力な司令塔機能を持ったデジタル庁を令和3年に創設して、行政手続きの遅さや連携不足に対応し、デジタル技術の利便性を実感できる社会の実現を目指しています。

本組合は、広域電子計算組織の「安定的な稼働」、「法改正等への迅速な対応」、「管理運営に係る経費削減」に取り組んできました。

今後は、これらに加え、デジタル手続法に関する動きや、行政デジタル化推進に関する国の動き等を注視しながら、「①新しい電子行政に則した情報セキュリティ対策」、「②新しい電子行政に対応するシステム整備」、「③調達手法の転換や情報資産の削減による効率的な管理運営」に取り組んでいきます。

(2) 方針（対策）

①新しい電子行政に則した情報セキュリティ対策

情報システムの整備にあたっては、BPR（業務改革）、情報システムの共用化の推進、情報セキュリティ対策、費用対効果の精査などに取り組むことになっています。また、情報セキュリティ対策では、政府も取り入れ始めたゼロトラストのように、新しいセキュリティ対策モデルが注目されており、情報セキュリティ対策の視点が変わりつつあります。

本組合は、最新動向を十分注視するとともに、新しく出てくる脅威やリスクに対し即応に対処します。対処にあたっては、セキュリティの3要素である機密性・完全性・可用性をバランスよく保持して取り組んでいきます。

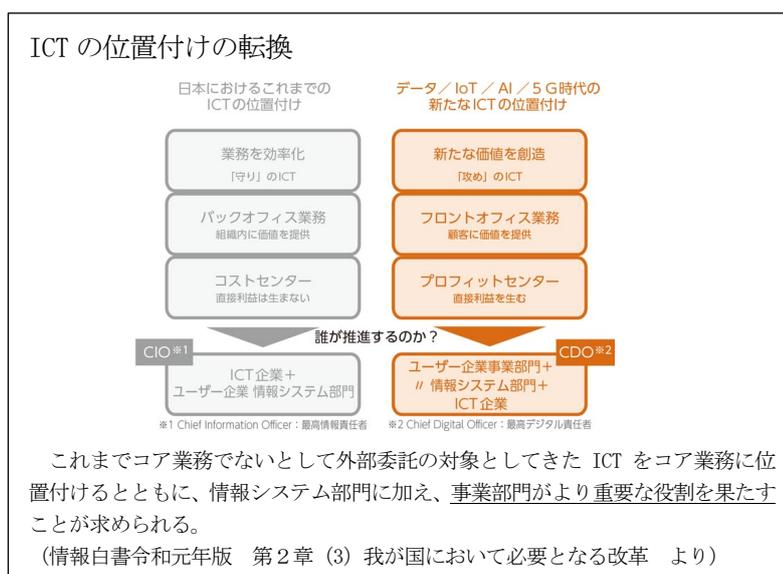
②新しい電子行政に対応するシステム整備

本組合の広域電子計算組織の管理運営は、平成9年からバックオフィス（基幹系）システムの管理運営に取り組んできました。また、バックオフィス（基幹系）システムの調達は、早期に時流に沿って、独自システムの調達から自治体クラウドシステム利用へ転換させており、第1期目の運用が終了したところです。本組合は、20年以上長期にわたり広域電子計算組織の管理運営に取り組みながら、知識と知恵を蓄積してきました。

こうした中、令和3年5月には「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が制定され、住民記録や税などの基幹系業務の一部について、国が定めた標準仕様に準拠したシステムの利用が地方自治体に義務付けられました。また、令和4年10月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」においては、国が準備するクラウド環境である「ガバメントクラウド」を活用した、基幹20業務の標準準拠システムへの移行期限が令和7年度末までと定められました。

併せて、自治体に対しては、デジタル手続法で官民データ活用推進計画の策定が努力義務となっており、本組合の取り組みはその計画に整合させていくことが求められます。

本組合は、社会情勢を注視しながら、関係市町の求めに応じて、バックオフィス（基幹系）システムはもとより、新しくフロントオフィス、ミドルオフィスのシステム整備を行っていきます。併せて、その取り組みの中で新しい知識と知恵を習得しながら、関係市町の取り組みを支援していきます。



③調達手法の転換や情報資産の削減による効率的な管理運営

ICTサービスの10年間の動向は、所有から利用が一般的になってきており、企業、自治体を問わずクラウドサービスを始めたとしたシェアリングサービスの利用が進んでいます。

政府が進める電子自治体の取り組みの基本は、所有から利用への転換であり、転換により浮いた人・モノ・金の経営資源を新たなサービスに充てることを目論んでいます。

本組合は、資産の保有からサービスの利用へ調達手法の転換をすでに始めており、標準準拠システムへの移行にあたっては、引き続きシステム導入工程の縮減、利用開始期間の短縮、導入経費の削減を目指します。併せて、取り組みにより不要となったサーバ室等のファシリティや機器などの情報資産を順次削減し、効率的な管理運営を目指していきます。

(3) 方策（手段）

①新しい電子行政に則した情報セキュリティ対策

本組合は、セキュリティ3要素である機密性・完全性・可用性をバランスよく保持した情報セキュリティ対策に取り組むために、国が示す標準的なクラウドシステムの導入を念頭に置いた「基幹系システムの標準準拠システムへの移行」、5年間の実績を精査し効果検証・利用拡大など運用経費の削減を念頭に置いた「各種証明書のコンビニ交付サービスの利用拡大支援とコンビニ交付システムの更新」、広域電子計算組織のリスク分析を行い、双方のセキュリティレベルを整合することを念頭に置いた「情報セキュリティポリシーの精査と関係市町の情報セキュリティポリシーとの整合」、既存の感染症対策用BCP計画を基本にした「ICT-BCP（業務継続計画）の策定」（令和4年1月に初動版を策定）、関係市町が個別に導入したシステムの共同運用を模索しながら「既存関係市町導入システムの共同運用検討・移行」を行ってまいります。

②新しい電子行政に対応するシステム整備

本組合は、関係市町の官民データ活用推進計画等と整合させた、フロントオフィス、ミドルオフィスの事務システム整備を行いながら、「BPR（業務改革）の支援」「オンライン手続環境の構築、行政デジタル化推進の支援」を行ってまいります。

③調達手法の転換や情報資産の削減による効率的な管理運営

本組合は、「内部情報系端末と自治体クラウド端末の共用化」、「新しい電子行政に対応するネットワーク網の整備」、「サーバ室等のファシリティや機器などの情報資産の削減」に取り組み、導入工程の縮減、利用開始期間の短縮、導入経費の削減を行ってまいります。

3 介護保険法第14条に規定する介護認定審査会に関する事、及び障害者総合支援法第15条に規定する市町村審査会に関する事（平成19年～）

高齢者の認知症の増加や少子化が進行する中、介護を必要とする人や障がいのある人が、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活が送れるよう、今後も公平、公正かつ適正な審査判定を行います。

(1) 課題

要介護認定は、介護保険制度において、申請後30日以内に通知することとされていますが、全国の状況は、平均日数が30日を超えている自治体等が多く、令和4年度の全国平均は38.3日となっています。また、要介護・要支援の認定者数は、過去15年間で3倍近くに増加しており、増加のペースも早まっていることから、自治体等の要介護認定の事務量が增大している状況です。

一方、要介護認定は、介護保険制度の根幹をなす重要な役割を担っており、現在実施している要介護認定プロセスを一律に廃止・省略することは、要介護認定の信頼性に影響を与えるおそれがあり困難な状況です。

そこで、政府は、「認定審査会のより一層の簡素化」と「認定審査会における審査業務の効率化」を進めるため、3年ごとに制度の見直しを行っており、最近では、これまでの各プロセスを考慮した上で、一定の条件に合致するケースについて事務の簡素化を図るため、「更新認定の

有効期間の延長」と「介護認定審査会における審査の簡素化」を導入しました。

本組合は、政府が進める「更新認定の有効期間の延長」や「介護認定審査会における審査の簡素化」を県内でいち早く取り入れてきました。今後は、審査会の使命である「公平、公正かつ適正な審査判定」、「速やかな審査判定」の事務を遂行するために二つの課題、「①要介護認定、障害者給付認定の審査会事務の全体最適化」、「②情報管理の適正化」に取り組みます。

(2) 方針（対策）

①要介護認定、障害者給付認定の審査会事務の全体最適化

審査会の部分最適に止めず、関係市町の事務を含めた全体最適を目論んだ適正化を進めます。

②情報管理の適正化

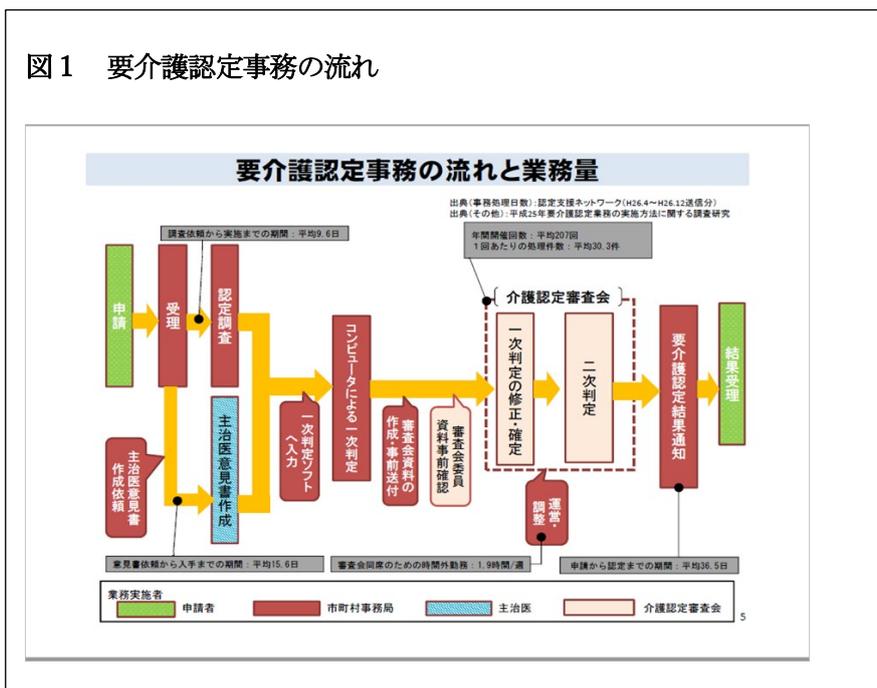
法整備を念頭に置いた情報の管理体制の整備を行って課題に取り組んでいきます。

(3) 方策（手段）

①審査会事務の全体最適化については、関係市町の疑義照会事務の煩雑解消や認定調査に係る事務の均一化を目的として検討した結果、修正事務は引き続き市町が行い、これまで関係市町で行ってきた調査資料の疑義照会及び調査員研修に関しては、共同処理する事務の範囲に含めて丹南広域組合が行っています。今後は更なる審査会事務の全体最適化のため、調査員研修の内容の見直しや充実を図ります。併せて、障害者給付認定審査会事務においては、要介護認定事務で利用しているような情報システム基盤がないため、関係市町と安全に情報共有ができるように、令和4年度から自治体クラウドの外部連携フォルダを利用しています。情報システム基盤整備については、今後、自治体標準準拠システムやガバメントクラウドへの対応に伴い検討します。

②情報管理の適正化については、業務手順書を整備して個人情報の管理を行っていますが、審査事務の適正化にあたり、個人情報の管理を厳格化するために令和5年度に個人情報の保護に関する法律施行条例を施行しました。今後も同条例に基づき適正に個人情報を取り扱います。

図1 要介護認定事務の流れ



4 青少年愛護補導に関すること（平成3年～）

家庭、地域、学校、警察、市町など関係機関と緊密に連携しながら、青少年を見守る、「愛の一声」補導活動、相談対応、啓発、環境浄化に取り組み、次代を担う青少年の健全育成を進めます。

(1) 課題

青少年を取り巻く社会環境は、近年、少子化、情報化の進展などにより複雑に変化しています。特に、スマートフォンの普及、SNS及びインターネットの利用拡大は、コミュニケーション手段を変化させ、若者の生活に大きな影響をもたらしています。幼少期からSNS環境に慣れ親しみ、ネットのある生活が当然となっている中、長時間利用により生活リズムを乱して依存傾向に陥ったり、有害サイトを通じ、いじめや犯罪の加害者・被害者になったりする恐れが広がるなど、深刻な問題が表面化しています。

一方で、青少年からの愛護センターへの電話相談は、減少傾向になっています。理由としては、青少年のライフスタイル・行動の変化、悩み事の多様化・潜在化が進んでいることが背景にあるものと考えられます。相談体制は、現在の青少年のコミュニケーション傾向を反映し、匿名性や相談内容を限定しない自由性を維持しながら行う必要があります。

青少年の愛護活動は、このような状況を踏まえて、青少年の実態や社会の情勢等を的確に把握して、青少年を取り巻く様々な課題への理解を深め、青少年に寄り添う声掛け、適切な補導活動に繋げることが重要です。

(2) 方針（対策）

社会環境の変化に対応した実効性のある相談体制を目指すこととし、青少年が相談しやすい環境をつくるため、相談窓口の改善・充実、並びに相談員の青少年に関する知識や相談技能、対応力の向上を図ります。また、ネットパトロールを実施するなど、青少年を取り巻く環境や行動の変化の把握に努めます。

(3) 方策（手段）

相談体制の整備では、電話での相談受付いわゆる「ヤングテレホン」について、SNSやインターネットによる相談にも対応できるよう、窓口の多様化に取り組みます。担当職員の相談技能の向上を目指した研修受講を進めるとともに、カウンセリング技能を有する職員の相談窓口への配置、また、内容の深刻さによっては専門機関に委ねることも検討します。

青少年の行動の変化への対応については、ネットパトロール環境の充実に繋げるため、専門業者から青少年のネット利用状況に関する情報を収集するとともに、社会環境調査の活用を図ります。

5 組織運営（令和3～7年）

5-1 職員体制

（1）課題

本組合は、平成26年度第2回管理者会において「自治体クラウド化等による事務局体制の見直しについて」の協議が行われ、令和5年度までの事務局の職員配置計画を策定しました。

職員配置計画の方針は、広域電子計算組織に係るシステムの調達をシステム保有型からサービス利用型へ転換することにより、順次職員を削減することです。削減は、関係市町からの派遣職員を削減しました。

出先機関の青少年愛護センターの職員体制は、会計年度任用職員を6名配置しています。今後は、相談窓口の多様化を進める計画があるので、事業の内容によっては、職員体制を検討していく必要があります。

（2）方針（対策）

本組合の基本方針「共同処理する事務について、より一層の事務の効率的な運営や経費削減などに取り組み、今後とも関係市町と連携して住民サービスのさらなる向上」を目指すとともに、平成26年度に取り決めた職員配置計画に沿い、各課の職務に応じた職種を適正に配置しながら実現していきます。

（3）方策（手段）

職員配置計画を表のとおりとします。

表5 事業計画に沿った職員配置

		職員配置計画				事業計画に沿った職員配置					
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
局長、次長 (派遣職員)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
総務課	派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	組合採用職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	会計年度任用職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	小計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
地域情報	派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	組合採用職員	3	2	2	2	4	3	3	3	3	3
	会計年度任用職員	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	小計	5	4	4	4	5	4	4	4	4	4
審査課	派遣職員	5	4	4	4	5	4	4	4	4	4
	組合採用職員	3	4	4	4	1	2	2	2	2	2
	会計年度任用職員	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2
	小計	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
合計		18	17	17	17	18	17	17	17	17	17
対前年度比			▲1				▲1				
内訳	派遣職員	9	8	8	8	9	8	8	8	8	8
	組合採用職員	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6
	会計年度任用職員	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3

5-2 「ふるさと市町村圏基金」及び「ふるさと市町村圏振興事業特別会計」

(1) 課題

ふるさと市町村圏振興事業特別会計の財源は、基金運用益、運用益積立金が充てられています。基金運用益、運用益積立金は、日銀の金融緩和政策によって低金利での運用が長く続いていたが、近年、国債等の公的債券の利率が上昇傾向となっている。

公金の運用に当たっては、安全性の確保を最優先としながら、そのもとで効率性を求めるよう配慮が必要である。

(2) 方針（対策）

本組合は、ふるさと市町村圏振興事業特別会計で取り組んでいる「ふるさと市町村圏振興事業」を「廉価で効果的な広報手法への転換や既存の広報媒体を用いた情報発信」に取り組むことで、本組合の基本方針「より一層の事務の効率的な運営や経費削減などに取り組み、今後とも関係市町と連携して住民サービスのさらなる向上」を目指します。

本組合は、公金運用方針に従って、確実により有利な運用に努めながら、市中の金融商品等を調査するとともに、金融専門家の意見等を聴取するなどして運用益の収入増を図ります。

ふるさと市町村圏基金は、新たな積立てや取り崩しの必要性がない限り、現状を維持します。

(3) 方策（手段）

ふるさと市町村圏基金の運用は、従来、5年から10年期間の債券で運用してきましたが、長期間の低金利が続いていたことから、有利な運用先があった場合に機動的な対応ができるよう、一部を市中金融機関の中で最も金利が高い金融機関の1年定期により運用してきました。しかし、定期預金の利率が低下している一方、国債等の公的債券の利率が上昇傾向にあることから、中・長期の債券での運用に切り替えています。

表6 令和5年度 基金元金の運用状況

基金額	運用方法	満期日	利率	年間利息額
200,000 千円	10年政府保証債券	R6.03	0.645%	1,236,840 円
100,000 千円	地方公債	R24.09	1.225%	1,225,000 円
100,000 千円	地方公債	R24.11	1.203%	1,203,000 円
計				3,664,840 円

特別会計の財源は、基金元金の運用益では不足する分を基金運用益積立金を利用していきます。併せて、事業のあり方について成果を見定めながら検討していきます。

表7 特別会計歳入計画

(単位：千円)

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基金2億円運用 10年政府保証債券 運用益 (0.645%)	1,290	1,290	1,236		
10年政府保証債満期後 債券で再運用 想定運用益 (R5時点0.65%)				1,300 (想定)	1,300 (想定)
基金2億円運用 1年定期預金 運用益 (0.05%)	100	100			
基金1億円運用 20年静岡県公募公債 運用益 (1.225%)		474	1,225	1,225	1,225
基金1億円運用 20年札幌市公募公債 運用益 (1.203%)			1,203	1,203	1,203
小計	1,390	1,864	3,664	3,728	3,728
基金運用益積立金取崩し	769	0	212	0	0
合計	2,159	1,864	3,876	3,728	3,728

※基金元金の運用益及び基金繰入金を記載

第3 広域行政計画等に関する事務

本組合には、「福井県丹南地方拠点都市地域基本計画」「丹南地域テレトピア計画」の2つの広域行政計画等があります。「福井県丹南地方拠点都市地域基本計画」「丹南地域テレトピア計画」については、監督官庁に状況報告を行い、計画の進捗を管理しています。

1 福井県丹南地方拠点都市地域基本計画（平成5年～）

(1) 計画の概要

都市機能の増進と居住環境の向上を図るための整備を促進し、これにより、地方の自立的な成長を牽引し、地方定住の核となるような地域を育成するとともに、産業業務機能の地方への分散等を進め、産業業務機能の全国的な適正配置を促進することを目的として施行された、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年施行)に基づいて、地方拠点都市地域(地域社会の中心となる地方都市と周辺の市町村からなる地域)について、整備の方針、拠点地区(都市機能の集積や居住環境の整備を図るための事業を重点的に実施すべき地区)の区域、公共施設の整備、住宅・住宅地の供給等居住環境の整備、人材育成・地域間交流・教養文化等の活動に関する事項を定めたものです。

福井県丹南地方拠点都市地域基本計画は、「自然と文化と技術を活かした“ハイテク・ルネサンス”産業文化都市の創造」を地域整備の統一的なコンセプトとして掲げ、構成市町が一体となり、21世紀に向けて技術革新や高度情報化、高齢化、国際化、都市化といった大きな潮流に的確に対応し、適切な機能分担と相互連携のもと、福井県の均衡ある発展を促進するとともに、若者定住の本県における核となる地方拠点都市地域の形成を図る」ことを基本理念として、平成5年4月30日に地域指定、平成5年12月9日に計画同意されました。

(2) 現状と今後

計画事業数は、30事業となっており、28事業が完了(中止3事業含む)しています。

残りの2事業は、「世代間交流センター整備事業(鯖江市)」「公共下水事業(越前市)」です。

「世代間交流センター整備事業(鯖江市)」の完了年度は未定で未着手、「公共下水事業(越前市)」の完了年度は令和5年度(概成)で現在事業を進めています。

2 丹南地域テレトピア計画（平成14年～）

(1) 計画の概要

テレトピア構想は、地域における先導的な情報化の取り組みを支援し、21世紀の知的社会を支える高度情報通信基盤の全国的な普及を促進することにより地域社会の振興を図ることを目的としています。指定地域は、昭和59年から平成17年までに約520市町村が指定されました。

福井県丹南地域は、テレトピア地域の指定を受け、「拠点・場づくり」「魅力(求心力)向上」「コミュニケーション機能の拡充」を圏域の発展における基本方針とし、「はつらつ交流、輝く人、もの、未来 丹南・21世紀の創造」を効果的に達成することを基本理念とした、丹南広域テレトピア計画を平成14年に策定しました。ケーブルテレビ、データ通信、コミュニティ放送等の情報通信メディアを活用して、地域の情報化を促進し、地域社会の活性化を図っています。

(2) 現状と今後

計画事業は、120事業となっており、93事業が完了（停止4事業含む）しています。
残り27事業は、未稼働となっています。

第4 事務局を務める外部団体

1 丹南広域観光協議会（平成11年～）

（1）組織概要

協議会は、会員相互の連絡と積極的な活動によって、丹南地区の観光開発の推進及び宣伝を行ない、誘客の増大を図り、地域の発展に寄与することを目的として、昭和51年11月1日に設立されました。

会員は、関係市町、関係市町の観光協会・商工会議所・商工会で構成されています。本組合は、特別会員となっています。

事務局は、武生商工会議所と鯖江商工会議所が交代で務めていましたが、平成11年から本組合が務めています。

（2）事業概要

丹南広域観光協議会規約で次の5つが定められています。

- ① 丹南地区観光開発計画の策定及び推進に関すること。
- ② 観光客誘致のための宣伝に関すること。
- ③ 観光客の案内に関すること。
- ④ 会員相互間の連絡ならびに関係諸機関との連絡調整に関すること。
- ⑤ その他目的達成に必要なこと。

取り組んでいる主な事業は、次の2つです。

ア 観光出向宣伝（ツーリズム EXPO ジャパン、ふくいやまぎわ天下一街道協議会主催の 프로모ーション）

出向宣伝は、複数の団体で構成したり、他のイベントと連携したりして行う広報・PR活動です。よって、来場者が数千数万人規模となるため集客手間がかからない、住地域や趣味嗜好等求めるターゲットと接する機会となる、近隣の団体と合同で出展することにより多種のメニュー提案が可能となる、といった副次効果がある中での広報活動となり誘客がしやすい活動です。また、出向宣伝は、費用に対し広報できる相手が多いため、1人当たり数百円程度といった安い経費で実施できます。

ツーリズム EXPO ジャパンは、日本観光振興会、日本旅行業協会、日本政府観光局が主催するアジア最大級の旅行博です。そこに福井県が中心となり観光PRブースを出展するものです。

ふくいやまぎわ天下一街道は、国土交通省が、「郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、地域住民、NPO、企業、行政等の多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与し、これにより、国土文化の再興の一助となること」を目的として「日本風景街道」を推進しているものです。ふくいやまぎわ天下一街道は、平成21年11月4日に登録されました。登録ルートは、令和5年4月現在145ルートです。

ふくいやまぎわ天下一街道広域連携協議会は、福井県のやまぎわに点在する「天下一」といえる八つの地域資源（越前打刃物、越前和紙、越前漆器、一乗谷朝倉氏遺跡、大本山永平寺、福井県立恐竜博物館、平泉寺白山神社、越前おおの）を巡るルートを設定し

ました。嶺北地域の連携により、ふくいやまぎわ天下一街道という「天下一」の地域資源を軸とした新たな観光ルートを確立させ、地元住民への地域資源の素晴らしさを再認識、県内外からの誘客促進、滞在型観光客の拡大を図ることを目的にしています。協議会が中心となり、目的を達成するために、観光PRブースを出展するものです。

イ 観光商談会参加

丹南地域周遊・滞在型観光推進事業では、平成30年度から令和4年度の5カ年で、県の補助金を活用し、5市町・観光協会等が連携して、旅行プランの造成とオンライン販売の実施・販売窓口の決定、観光素材集の製作、旅行者・旅行会社・メディア向けプロモーション、タクシープランの実証等を行いました。

令和5年度以降は、丹南地域へのさらなる誘客促進を図るため、構成市町や観光協会と連携し、作成した観光素材集を活用しながら県主催の観光商談会等にて旅行会社・メディアに観光情報の提供と造成プランの提案を行いプロモーション活動するものです。

(3) 協議会事務局の役割

丹南地域周遊・滞在型観光推進事業は、計画の実現に向け、県の周遊・滞在型観光推進エリア創出プロジェクトとして、計画の実証の取り組みを進めてきました。

本組合は、周遊・滞在型観光推進事業を実施していた丹南広域観光協議会を活用し関係市町と県観光連盟等関係団体間の情報収集と連携の場づくりを目的とした事業を行って、関係市町が実施するプロモーションやセールス活動を支援していきます。

2 丹南広域公共交通機関活性化協議会（昭和56年～）

(1) 組織概要

協議会は、北陸本線、福鉄福武線等を中心とする交通圏において、地域の公共交通の在り方を広く検討し、公共交通機関の重要性、機能性を広く住民に訴えながら、より地域に密着した公共交通機関を目指し、また、その活性化を図ることを目的として、昭和62年6月23日に設立されました。

会員は、関係市町、福井県バス協会及び協会会員、本組合で構成されています。事務局は、本組合が務めています。

(2) 事業概要

丹南広域公共交通機関活性化協議会の規程で次の3つが定められています。

- ア 住民の意識高揚を図るための啓発活動
- イ 公共交通機関利用促進のための広報活動
- ウ その他、第1条の目的達成に必要な事業

主な事業は、次の5つです。

- ア バス・電車の体験乗車事業

路線バスの乗り方教室と校外学習等での公共交通機関の利用体験を実施しています。

路線バスの乗り方教室は、路線バス等の車両を展示・開放し、協議会が作成した「路線バスの乗り方リーフレット」を使用して、乗り方を学ぶものです。

校外学習等での公共交通機関の利用体験は、圏域内保育園、幼稚園、小学校の野外・校外学習等で福井鉄道の電車や路線バス、丹南圏域内コミュニティバスを利用した際の運賃を全額助成することにより、公共交通機関の利用体験をしていただくものです。

イ 駅美化活動事業

福井鉄道の駅に花苗、傘等を寄贈し、事業者とともに美化活動を推進しています。

ウ 広報PR事業

オリジナル電車時刻表の作成、写真コンテスト・入賞作品展示、公共交通利用促進クリアファイルの作成、ケーブルテレビ等による広報をしています。

エ 情報交換の場の提供事業

北陸新幹線開業に伴う二次交通について検討するため、総会などの機会を活用して情報交換の場を提供しています。

オ 福井県生活バス路線確保対策協議会の委員

協議会は、関係市町の代表として、福井県が会長となり福井県内の乗合バス等の生活交通の確保を図る目的で設置された福井県生活バス路線確保対策協議会の委員となっています。

(3) 協議会事務局の役割

二次交通整備に関する関係市町間の調整に対する課題は、関係市町間の情報収集と事業連携の場を提供が必要であることに鑑み、本組合及び関係市町が加盟する丹南広域公共交通機関活性化協議会を情報収集と事業連携の場として活用し、課題解決を図る一助としていきます。

福井県生活バス路線確保対策協議会に対しては、会議前の意見聴収や、会議後の報告を丁寧に行い、協議会に対する関係市町の意見等を反映できるよう活動します。

